

最高裁秘書第2156号

令和7年7月7日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判所HPの「最高裁判所開廷期日情報」において、個別の事件の事件番号、事案の概要及び口頭弁論期日を公表するという運用によって、当該事件の当事者が不利益を被る可能性があるかどうかを検討した際に作成し、又は取得した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年9月30日付け（同年10月2日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第5号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）